

| | |
|--------|-----------------------|
| 情報提供日 | 2018年(平成30年)6月25日 |
| 問い合わせ先 | 総務局職員室 |
| | 078-918-5006 (内線2427) |

職員の処分等について

先般、内部公益通報により発覚した、部長級職員による部下職員への暴行事案を受けて、本人と関係職員28名への聞き取り調査を行い、その結果に基づき、以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 職員の処分

(1) 対象職員

① 職名等

当時：市民生活局文化・スポーツ部長（現：総務局参与、59歳）

② 非違行為の内容

聞き取り調査等から、複数の部下職員に対して、暴力行為（平手打ち、足蹴り、ヘッドロック等）、身体的接触（頭・肩・手などを撫でる等）、意に反する執拗な旅行や食事の誘い、人格を否定する発言等、の非違行為が繰り返し行われていたことを確認しました。

③ 処分内容

停職6月

(2) 処分発令日

6月25日（本人からの申出により、同日付で依願退職）

2 特別職に対する措置

このたびの事案は、幹部職員である部長級職員の処分であることから、組織管理上の責任を明確にするため、次のとおり措置するものです。

(1) 措置内容

市長 : 減給 10/100 3か月

副市長2名 : 減給 10/100 2か月

(2) 手続き

開催中の平成30年第1回定例会（6月議会）に、上記の条例改正案を追加提案する予定です。

3 再発防止策

今後、副市長を筆頭に、外部有識者、若手職員、職員労働組合の推薦する者などで構成する検討チームを立ち上げ、当事者の視点に立った、実効性のある再発防止策（相談窓口の設置、職員研修の実施、ガイドラインの作成など）を策定していく考えです。